

富山海区漁業調整委員会議事録

1 開催の日時及び場所

日時 令和4年3月17日(木) 午後1時30分から午後3時00分
場所 森林水産会館33号室

2 出席委員

高松賢二郎、濱田清人、坂田博美、鷺北英司、上野佳弘、網谷繁彦、
水島洋、三國嘉彦、河合雅司、荻野洋一、塩谷俊之、島崎慎一、大浦清和
(欠席委員：森本太郎、中村好成)

3 議長

議長：網谷繁彦

4 委員会の成立

定員の過半数の委員が出席していることから、漁業法第145条第1項の
規定に基づき、当委員会は成立

5 議事録署名委員の指名

大浦清和、三國嘉彦

6 県職員

北川漁政係長、飯野主任

7 事務局職員

渡辺事務局長

8 付議事項(議題)

(1) 知事管理漁獲可能量の設定について(くろまぐろ)(諮問)

県から資料1に基づき、令和4管理年度におけるくろまぐろの富山県へのTAC配分量については、小型魚が令和3管理年度の漁獲実績に基づく配分と、一律配分の3トンを合わせて、計12.2トンが当初枠として上乗せ配分され、合計で98.5トンとなること、また、この漁獲実績増枠分はこれまでのルールどおり平成22年から24年の県内漁獲実績に応じて配分されること、さらに、一律分の3トンについては均等割りで各海域に配分されることが説明された。

一方、大型魚については、平成27年から令和2年の県内最大漁獲実績に基づき1.10トンが当初枠に上乗せされて配分され、この増枠分は、同実績年の県内の最大漁獲実績に応じて配分され、合計で15.10トンとなることが説明された。

また、令和4管理年度の新たな追加配分は、水産庁から具体的な数字は示されていないが、第7管理期間の残枠の繰越数量などを基本に、本年4月か

ら5月に配分される予定であることが説明された。

委員からの質問等はなく、県からの諮問について、委員会として「異議なし」として案のとおり答申することが議決された。

(2) 知事管理漁獲可能量の設定について（するめいか）（諮問）

県から資料2に基づき、令和4管理年度におけるするめいかの富山県の漁獲可能量は、「現行水準」ということで国から通知があったこと、さらに、向う3か年は、この数量とされる予定であることの説明があった。

塩谷委員から、するめいかでは漁業種類ごとの区別はあるか、という質問があり、県から、漁業種類ごとの区別はなく、水産庁から示された目安の数量は定置漁業も含めた全体で3,245トンとされていることが説明された。

塩谷委員から、実際の漁獲量は漁船漁業と定置漁業とでどれ位の割合か、また、現行水準を超えるとどうなるか？突発的な漁獲も想定されるのではないか、という質問があり、県から、本県におけるするめいかの漁獲は9割が定置網によるものである。また、現行水準を大幅に超えるような漁獲は想定していないものの、そのような事態となりそうな場合は、国と相談しながら進めていきたい、また、漁獲可能量が明確に示されている場合は、これを超えると停止命令が発せられ、従わない場合は罰則があるが、「現行水準」という表記で具体的な数値が明示されていない場合は、停止命令や違反等に対する規定はない、と説明があった。

高松委員から、現行水準に加えて目安数量を示した根拠は何か、どのような数値に基づいてその数量が決められたか、という質問があり、県から、過去3年間の漁獲実績数量に基づいて決められていると、回答があった。

高松委員から、過去10年間程度を見渡して、最大漁獲量以上となるような目安数量ならば納得できるが、3年間では漁業者は納得しないのではないか、と意見があり、県から、「現行水準」とはいうものの、これを超えたら直ぐに停止命令が発出されるとか、違反になるという訳ではない。全国の中で、数量が明示されている都道府県とは別に、比較的漁獲実績の少ない都道府県の漁獲可能量を一まとめにして「現行水準」としているのも、仮に、漁獲可能量が現行水準とされている都道府県全体で、大量に漁獲があった場合には、問題となる。国としては国全体の漁獲可能量を守る必要がある、と回答があった。

網谷会長代理から、数量が設定されていないところがミソである、と意見があった。

高松委員から、逃げ道があるということは漁業者にとっては助かるが、資源管理がどうあるべきかという観点からは疑問がある、と意見があった。

鷲北委員から、目安の漁獲量を超えてもペナルティーはないということであるが、くろまぐろでの北海道の例をみると、結果的にペナルティーが科されている。どこまで許されるのか良く解らない、と意見があり、県から、現行水準が示されている都道府県に対して、ペナルティーを設けるといふ話は国から説明を受けていない。推測の話になるが、現行水準県とい

う括りの県の中で富山県だけが漁獲量が多い状況であれば、問題はないと考えている。一方で現行水準県がどこも沢山漁獲して国全体の枠をオーバーしてしまうような状況となった場合には、国は問題意識を持って、新たにルールを変えてくる可能性はある、と説明があった。

渡辺事務局長から、富山県のスルメイカの漁獲量が全国の漁獲量に占める割合は大きくないのではないかと、という質問があり、県から、国全体の漁獲枠が79,200トンであり、そのなかの3,245トン（約4%）という位置づけになっているという説明があった。

網谷会長代理から、まいわしでのTACのように、ある程度許容範囲のある数量となっているのではないかと、くろまぐろのようにギリギリの数量設定にはなっておらず、するめいかもまいわしと同様に、それほど本県の漁業者が苦しまないで済むと捉えて差支えないかと、意見があり、県からその認識で良い、と回答があった。

塩谷委員から、くろまぐろは国際条約のなかで決められているが、するめいかの場合は、日本だけの漁獲管理なのか、近隣国は含まれるのか、という質問があり、県から、するめいかは日本国内だけの管理である、と回答があった。

鷺北委員から、水産庁は、するめいかのTAC管理の範囲を日本国内とすることで、するめいか資源が持続可能になるだろうと考えているのか、北朝鮮や中国の漁獲を気にしなくても良いと考えているのか、という質問があり、県から、水産庁は会議の場で、現状のTAC管理の範囲は日本国内に止まるが、この姿勢を維持していくことで、中国や韓国などにも良い影響があることが予想され、今後、関係国に働きかけていきたいとしている、と説明があった。

この他、委員からの質問等は無く、県からの諮問に対して、委員会として「異議なし」として案のとおり答申することが議決された。

(3) 第40回日本海・九州西広域漁業調整委員会の概要について（報告）

事務局から、資料3に基づき、令和4年3月7日に開催された第40回日本海・九州西広域漁業調整委員会の概要について説明があった。委員会の議題のうち、本県漁業にも関係がある、くろまぐろの遊漁による捕獲に対する新たな委員会指示について説明があった。

河合委員から、遊漁者と漁業者の違いについて質問があった。同時に網谷会長代理から、仮に遊漁船、遊漁者が小型魚しか釣れない時でも釣りをしている場合、県の取締、指導はどうするのか、という質問があり、県から、今年度から洋上において取締船つるぎが、くろまぐろの遊漁に関するルールを記載したチラシを配布して、小型魚が釣れた場合の放流、大型魚の漁獲時の報告に関する指導を実施している。今般の新たな委員会指示によって、遊漁の場合は、漁業者が営む遊漁船業であれ、遊漁者個人であれ、小型のくろまぐろの捕獲は禁止となり、今後は取締船つるぎによる海上における取締り・指導をさらに強化することとしている。新たなルールがスタートしたばかりなので、必要な情報を更新・提供しながら引き続き、指導して行きたい、と説明があった。また、本県の漁船漁業者には大型魚

の漁獲枠がないので、漁船漁業者が大型魚を捕獲することはできない、と併せて説明があった。

網谷委員から、自身が得た情報では、遊漁船が 30 kg 以上の大型魚を富山湾内でかなり釣っていると聞いており、富山湾は大型のくろまぐろが回遊している海域であるとみなすべきではないかと考えている、と意見があった。

県から、そのように認識しているので、遊漁による大型魚の捕獲についてはしっかり報告してもらう必要がある、と回答があった。

高松委員から、遊漁による大型魚の採捕報告は、県に対してあるのか、県に遊漁による採捕動向の情報が入るようにしておかないと、富山海域でのくろまぐろの管理ができないのでは、という意見があり、県から、現状では国に対して情報提供を依頼しないと確認できないので、今後は逐次情報が入るような体制となるように国にお願いしていきたい、と回答があった。

網谷委員から、県の海面利用協議会の場においても情報共有をお願いしたい、と意見があった。

(4) その他

ア まいわし対馬暖流系群の令和 4 管理年度 T A C 管理について（報告）
資料 4 - 1 により県から説明があった。

本年 1 月からスタートしているまいわし対馬暖流系群の T A C 管理について、関係者の合意が整ったので大中小型まき網に対する留保枠（全体の 30%）からの配分数量が決定し、配分されたことが報告された。また、配分の考え方として、本県の定置漁業主体による漁獲を考慮して、漁期終盤まで一定量の留保枠を漁期終盤まで残すことを要望していることが報告された。

イ 石川県いか釣り船団の操業実態について（報告）

資料 4 - 2 により県から説明があった。氷見漁業協同組合からの相談で、例年 2 月上旬頃から、石川県のいか釣り船団が氷見地域の定置漁場周辺で操業を行っているが、今年はこれまでに来ていなかった 19 トン型船も加わり、集魚灯による明かりが地元漁業の操業の妨げとなっている、というものであった。

また、富山県でのいか釣り漁業は自由漁業であること、当該漁場ではかつて「八艘張網漁場」があったが、今は操業していないこと、これまでも、5 トン未満のイカ釣り船はこの時期に氷見沖で操業していたこと、また漁船の他、多数の遊漁船がその場を利用していることが説明された。

県の対応として、石川県水産課に対して、状況を説明し、イカ釣り漁業者が、もう少し沖合で操業するようお願いしたこと、また、県漁連からイカ釣り団体を通じて同様の要請を行ったこともあり、現場ではその後、ある程度の配慮がみられたことが報告された。また、現在はイカの群れの関係で操業箇所は石川県沖合に移動しているようであるが、おそらく次年以降にも同じ問題が発生するものと考えている、と説明があった。

三國委員から、現場の状況について報告があり、八艘張網の漁具が撤去されたこともあるのか、本年 1 月末頃から大型のイカ釣り船が定置漁場付近で

操業するようになり、夜間の光量が大きいので眩しく、定置漁業等の操業時の安全性が阻害されるのではと不安視している。イカ釣り船団はルールに則って操業していると主張し、当方としても法的な拘束力も無いと聞いているので、困っているところである。スルメイカの漁獲量も前年と比較して少ないのではないかと考えている、と発言があった。

網谷会長代理から、過去には県内の定置漁業者とイカ釣り漁業者との間で光量制限の取り決めをしていたことを記憶しているが、今回は隣の石川県の漁業者ということもあるものの、県から指導等はできないのか、という発言があり、県から、過去の事例を調べてみたが、昭和50年代には、新湊のイカ釣り漁業者と氷見の八艘張網漁業者、定置漁業者の3者でルールを決めて申し合わせをしていたことがある。現在は県内にイカ釣り漁業者がおらず、石川県のイカ釣り漁業者と遊漁船がその現場で操業している状況であるが、ルールが無い状況で県として石川県の漁業者に直接指導することは難しいと考えられ、まずは、漁業者同士での話し合いが必要であると考え、と発言があった。

引き続き、県から補足の説明として、日本海側の近隣県のいか釣り漁業のルールについて報告があった。

高松委員から、許可漁業船である19トン型船の操業によって、富山県の漁業が影響を受けている。石川県の沖合の定置網でも問題が発生しているのではないかと、石川県水産課とも協議すべき、と発言があった。

網谷会長代理から、地元漁業が優先されるべきであり、継続的に協議することをお願いしたい、と発言があった。

河合委員から、富山県の5トン以上のイカ釣り船を許可制にしてはどうか、という意見があり、県から、ルールとしては可能であるが、本県のイカ釣り漁船で操業しているのは数隻、石川県も5トン以上は1隻だけであり、許可制を導入する効果があまりないと考える、と回答があった。

鷲北委員から、実際に氷見の定置漁業者が困っているのであるから、必ずしも自由操業にしておく必要性はないのではないかと意見があり、県から、そのとおりであるが、委員会での協議のもと、光力制限を設けたり、保護区域を広げたりするという選択肢はあるだろうが、いずれにしても富山県内船、他県船も含めて公平なルールを構築すべきと考える、と回答があった。

網谷会長代理から、過去には中型イカ釣り船等、19トン以上船は、光力制限を設けていたので、石川県にお願いしてはどうか、180キロワットはあまりにも大きい、と意見があった。

鷲北委員から、定置漁場は光の影響を大きく受けるので、仮に氷見地域から追い出されて順に新湊、滑川方面へ移動されると困る。ホタルイカ漁にも影響が生じかねない、と意見があった。

県から、石川県の19トン型船を除けば、3級船は10年以上前から氷見沖で操業している、と説明があった。また、資料に基づいて、石川県沖合において本県のかご縄漁船が操業している現状を説明し、このように本県漁船も他県の沖合で漁業を営んでいるので、自県の沖合から排除するための議論ではなく、それぞれの漁業者がそれぞれの海域で安心して操業できるようにするためにはどうしたら良いか考えていきたい、と説明があった。

網谷会長代理から、漁業の許可には、他の操業の邪魔をしてはならないと書いてある。本県のかご縄漁業は石川県の邪魔にならないからここで操業している。しかしながら石川県のイカ釣り船は邪魔になるから問題となっている。許可に違反しているので、この点を県から厳しく指導していただきたい、と意見があった。

坂田委員から、氷見沖で石川県船が漁獲したイカは市場に出回るのか、石川県内で販売されるとなると産地は何処になるのか、という質問があり、県から石川県産として販売されている、と回答があった。

網谷会長代理から、本件については、継続協議としたい、と発言があり、委員会を閉会した。

(5) 次回委員会

次回の委員会は、令和4年5月25日（水）13:30より開催されることが決定された。

以上のとおり、相違ないことを証するため署名する。

令和4年3月17日

議長

署名委員

署名委員